

令和 6 年度 魚沼市地域公共交通協議会 運賃協議分科会
協 議 結 果

日 時	令和 6 年 12 月 16 日（月） 14:00 ～ 15:00
場 所	魚沼市役所本庁舎 3 階 305 会議室
出席委員	(1) 市 魚沼市市民福祉部長 吉澤 国明 (2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 株式会社小出タクシー 庭野 忠輔 奥只見タクシー株式会社 星 朋秀 観光タクシー株式会社 星 竜一 ひかり交通株式会社 佐藤 貴宗 (3) 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官 塩原 隆太郎 (4) 住民の意見を代表する者 魚沼市老人クラブ連合会 佐藤 彰 魚沼市自立支援協議会 井口 正博 以上 8 人
欠席委員	0 人
事 務 局	3 人
傍 聴 者	0 人
会議次第	1 開 会 2 開会あいさつ 3 分科会長の互選 4 協議事項 A I オンデマンド交通実証運行「のるーと魚沼」の協議運賃について (資料 1) 5 その他 6 閉 会
会議結果	■分科会長の互選について 互選により吉澤魚沼市市民福祉部長とする。 ■「のるーと魚沼」の協議運賃について 質疑応答の後、各交通事業者から個別に意見聴取。 賛成討論、反対討論を総括し、協議会規約第 12 条の規定により出席委員全員による多数決により採決。 ・承認すると決した委員 7 人 ・承認しないと決した委員 1 人 結果、原案のとおり承認するものとする。

魚沼市地域公共交通協議会 運賃協議分科会

次 第

日 時：令和6年12月16日（月） 14：00

会 場：魚沼市役所本庁舎3階 305会議室

1 開 会

2 開会あいさつ

3 分科会長の互選

4 協議事項

- ・ A I オンデマンド交通実証運行「のるーと魚沼」の協議運賃について・・・資料1

5 その他

6 閉 会

1 当協議にかかる委員

区 分	所属団体等	氏 名
市	市民福祉部長	吉澤 国明
協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	株式会社小出タクシー	庭野 忠輔
	奥只見タクシー株式会社	星 朋秀
	観光タクシー株式会社	星 竜一
	ひかり交通株式会社	佐藤 貴宗
国土交通省 北陸信越運輸局	新潟運輸支局 首席運輸企画専門官	塩原 隆太郎
住民の意見を代表する者	魚沼市老人クラブ連合会	佐藤 彰
	魚沼市自立支援協議会	井口 正博

2 協議内容

令和 7 年 2 月 3 日から実証運行を開始する A I オンデマンド交通「のるーと魚沼」の運賃設定に関する協議を行うもの。

なお、実証運行の運行計画等については、令和 6 年 11 月 27 日に書面協議で実施した令和 6 年第 4 回魚沼市地域公共交通協議会において承認されています。

3 実証運行の概要

(1) 名称

のるーと魚沼

(2) 運行開始予定日

令和 7 年 2 月 3 日から（又は許認可日から）

(3) 運行事業者

㈱小出タクシー、奥只見タクシー㈱、観光タクシー㈱、ひかり交通㈱

※ひかり交通㈱は、緊急対応時等の応援による運行を想定。

(4) 運行の態様

区域運行（道路運送法施行規則第 3 条の 3 第 3 号）

(5) 運行の区域

小出地域（小出地域乗合タクシーの運行区域を引き継ぐものとします。）

(6) 利用種別

運行区域内であればどこでも利用可能

(7) 運行形態

予約のある乗降場所（停留所）と設定した自宅間を効率的に運行

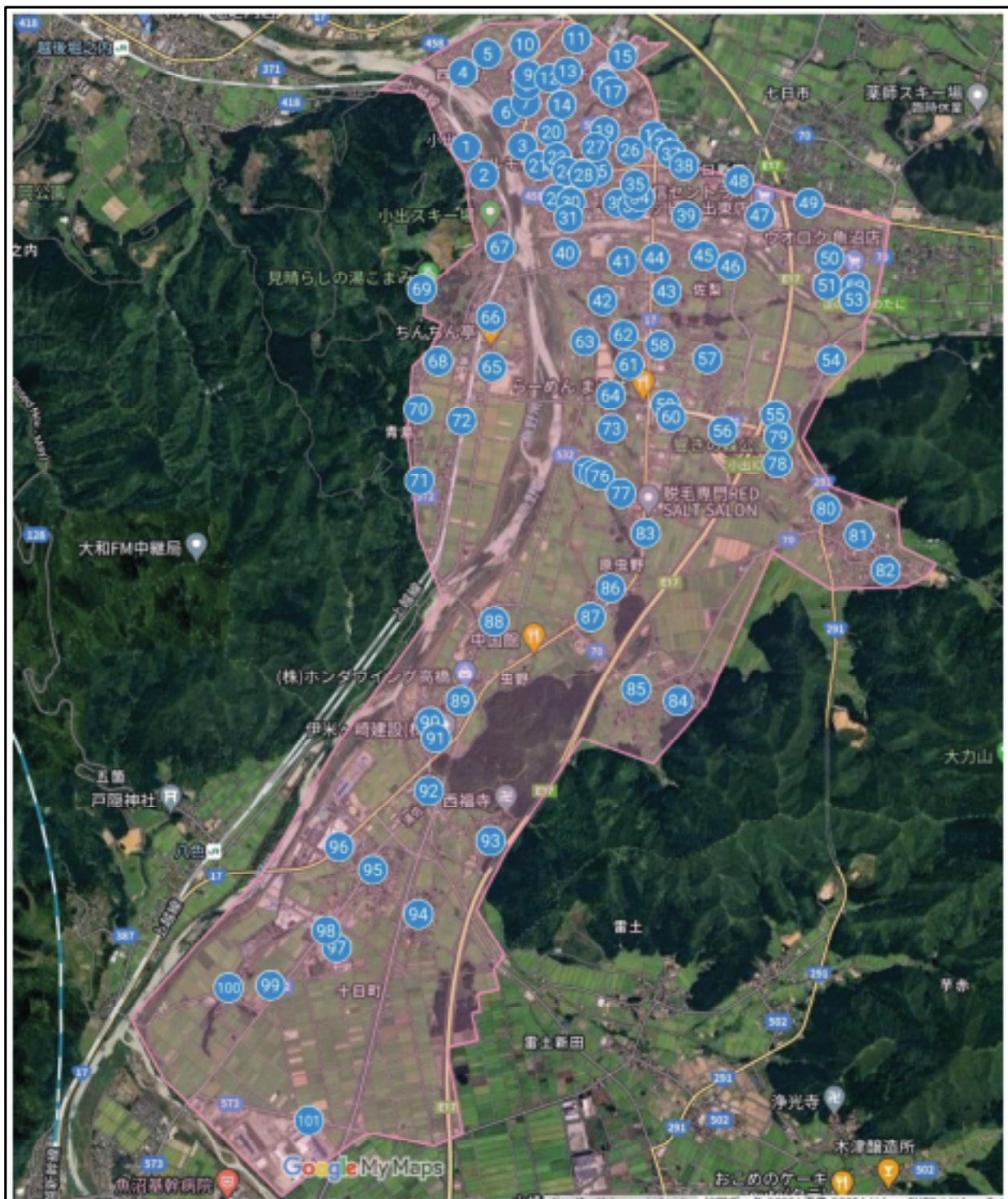
(8) 運行経路

予約に基づきシステム（A I）が自動生成した経路を運行

(9) 乗降場所(停留所)

システム設定個所 101 か所

運行区域及び停留所位置図



停留所の名称

No.	名称	No.	名称
1	小出駅前	52	ウオロク魚沼店前
2	向山ガード下	53	地域振興センター
3	横町バス停（小出駅前方面ゆき）	54	上原公民館
4	只見線ガード下	55	みどりヶ丘公園前
5	四日町集落開発センター	56	小出インター高速バス停
6	庭山医院	57	中原公民館
7	羽根川会館	58	新潟骨とスポーツのクリニック
8	小出病院前バス停（小出駅前方面ゆき）	59	コメリ小出店前
9	羽根川公民館	60	JA魚沼小出支店前
10	県営羽根川住宅	61	たちばな皮ふ科
11	日渡バス停	62	MORE
12	小出病院正面玄関	63	高橋簿記パソコン教室
13	うおぬま眼科	64	小出武道館
14	セブンイレブン魚沼小出病院前店	65	小出高校前バス停（南向き）
15	しまむら小出店	66	県営青島住宅
16	北部公民館	67	岡部アパート前
17	魚沼市役所	68	こまみ上り口
18	観光タクシー前	69	ふれあい交流センターこまみ
19	小出郷総合体育館	70	農村婦人の家
20	稲荷町市営駐車場前	71	青島上集会所
21	本町バス停（栃尾又方面ゆき）	72	青島ファーム
22	サカキヤ駐車場	73	若葉町コミュニティセンター
23	上村医院	74	やまなみ
24	三番町バス停（栃尾又方面ゆき）	75	清流苑
25	小出上町バス停（栃尾又方面ゆき）	76	ほんだ病院前
26	宮医院	77	小出老人福祉センター前
27	魚沼こどもクリニック	78	小出郷文化会館前
28	四番町停留所（菊水前）	79	子育ての駅かたくり
29	小出郵便局	80	干満入口（旧バス停）
30	旧小出庁舎	81	干満集落センター
31	旧Aコープ小出店	82	干満こましん前
32	小出商工会館前	83	ピアレマート小出店前
33	廣川医院	84	板木集落開発センター
34	小出ボランティアセンター	85	板木入口
35	中島脳外科内科医院	86	原虫野集落センター
36	小出警察署	87	原虫野バス停
37	湯之谷老人福祉センター	88	伊勢島集落開発センター
38	小出タクシー前	89	福井屋前
39	かねもと医院	90	伊米ヶ崎公民館
40	沢田（セブンイレブン前）	91	伊米ヶ崎郵便局前
41	大清水第二住宅前	92	十日町入口（旧バス停）
42	古新田公民館	93	大浦集落開発センター
43	佐梨集落開発センター	94	大浦新田集落センター
44	ハローワークこいで	95	十日町集落センター
45	大河原集会所	96	自動車学校前バス停（小出駅前方面ゆき）
46	グループホームあおば	97	魚沼学園前
47	原信小出東店前	98	魚沼学園入口
48	井口新田バス停（小出駅前方面ゆき）	99	やいろの里
49	JA湯之谷プラザ店	100	岡新田公民館
50	大下自治会センター	101	水の郷工業団地
51	大下メゾン・ド・バル前		

(10) 決済手段

現金、各種既存回数券等

(11) 運行予定車両

ワンボックス車両（乗車定員 8 人 ※運転者除く） 2 台／1 日当たり

(12) 運行時間

・運行時間帯：平日 7:30～17:30

・運 休 日：祝日、12 月 29 日～1 月 3 日

※災害等その他やむを得ない理由により、運行を中止しなければならない場合は、魚沼市と運行事業者との協議により決定するものとする。

(13) 予約方法

・事前に会員登録の上、専用アプリ又は LINE、電話で予約する

・予約の受付は、利用日の 7 日前から乗車直前まで予約可能

(14) 電話予約受付窓口

電話予約専用の受付窓口（コールセンター）を設置する

・窓口設置日：令和 6 年 12 月 23 日（予定）

・受付時間帯：平日 7:30～18:00

・受付休止日：祝日、12 月 29 日～1 月 3 日

・業務受注者：(株)プレスページ・コアソリューション新潟 BPO 魚沼テラス

・電 話 番 号：0 2 5 - 7 9 3 - 5 5 1 1

4 協議事項

A I オンデマンド交通「のるーと魚沼」の運賃設定について。

(1) 運賃・割引等（案）

運 賃：均一 1 乗車 300 円

割引等：小児（小学生）及び中学生は、1 乗車 100 円とする。

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の提示により、
1 乗車 100 円とする。

幼児（未就学児）及び乳児は、無料とする。

(2) 運賃設定の考え方

このたびの A I オンデマンド交通「のるーと魚沼」につきましては、まずは実証運行としての開始であることから、既存乗合タクシー利用者の円滑な移行を促すとともに、新たな顧客獲得を目指しながらも、市民の混乱を最小限にとどめる配慮が必要と考えられます。

「のるーと魚沼」の導入に伴い、行政負担の回収や利便性向上による一定の受益者負担の許容といった観点から、同業サービスと比較した適正運賃の再設定、予約方法の違いによる割引運賃の導入についても検討しましたが、運行区域が重複する路線定期運行の小出まちなか循環線（均一運賃、1 乗車 100 円）が終了することも考慮し、実証運行開始時点では導入を見送ることとしました。

つきましては、他路線との公平性を保ち、市民からも受け入れられやすい心理的運賃設定であることを鑑み、「のるーと魚沼」の運賃は 1 乗車 300 円とし、その他割引等についても現行の小出地域乗合タクシーと同様とする運賃案とします。

なお、将来的に実証運行から本格運行へ移行する際など、市場調査を行うなどして、顧客満足度を向上させつつ、収益を増加する運賃体系を検討します。

5 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃に関する意見募集の結果について

道路運送法第9条第4項の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の協議に当たっては、同法第9条第5項により、あらかじめ意見等の募集を行い、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために、必要な措置を講じることが規定されています。

意見募集の方法、結果等は以下のとおりです。

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 募集期間 | 令和6年12月6日から令和6年12月12日まで |
| (2) 告知方法 | 市ホームページに運賃に関する意見募集記事を掲載 |
| (3) 応募件数 | 0件 |

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和6年12月16日に開催した魚沼市地域公共交通協議会運賃協議分科会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

運賃：1乗車 300円

適用方法：小児（小学生）、中学生、障がい者 1乗車 100円
幼児（未就学児）及び乳児は無料

2. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和7年2月3日から実施

3. 運賃（料金）を適用する路線又は営業区域

区域型運行

のるーと魚沼

4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

株式会社小出タクシー、奥只見タクシー株式会社、観光タクシー株式会社、
ひかり交通株式会社

令和6年12月16日

魚沼市地域公共交通協議会 運賃協議分科会
分科会長 魚沼市市民福祉部長 吉澤 国明